

3. 案件

(1) 西山公園体育館屋根・空調設備等改修工事

意見・質問	回答等
○入札参加資格において、市内・準市内業者は、なぜ施工実績が不要なのか。	・現在、国又は地方公共団体の発注工事において、施工実績が入札参加要件の一つとなっています。市内・準市内業者には、本市の工事で施工実績を積み、国や他の地方公共団体でも入札参加できる様にしています。
○入札参加資格において、総合評定値(P点)が 1,100 点以上とは、どのような基準で定めたのか。	・総合評定値(P点)とは、経営規模や施工実績によって客観的に付けた点数です。 本案件は一般競争入札で、かつ工事費 3 億円以上である為、総合評定値を 1,100 点以上としています。直近 2 年間においても、本案件と同規模の工事の場合は 1,100 点以上としています。
○入札参加資格において、同じ建築一式工事でも案件(2)長岡中学校体育館防災機能強化等工事で、施工実績に「国立大学法人又は公立大学法人」を必要としているのは、なぜか。 また、本案件では不要としているのは、なぜか。	・学校施設は、一般的な公共施設とは異なり技術や法令面などに特殊性があり、本市では工事種別を公共施設と学校施設に分けています。 案件(2)については、学校施設に該当します。 また、国や地方公共団体が発注する学校施設の数が少ない為、国立大学法人又は公立大学法人での施工実績を加えています。 本案件については、公共施設に該当しますので、学校法人での工事实績を入札要件としていません。
○工事費の額によって総合評定値(P点)を決めているという事であるが、その規程はあるのか。 また、一定期間毎に見直しは行うのか。	・入札参加資格について基準を定めています。 例えば、建築一式工事で工事費が 2 億円以上 3 億円未満の場合の府内業者は 830 点以上必要になります。3 億円以上の工事については、業者選定委員会の中で決定を行います。 また、点数見直しについては、その都度、状況に応じて行っています。
(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。	

意見・質問	回答等
○落札率が高いが、何かその要素があるのか。 (委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。	入札参加業者が２社であった点に加え、各地で多くの公共工事が発注されており、受注者がより利益率の高い工事を選択しているものと考えられます。

意見・質問	回答等
○業者選定委員会から入札公告まで日数が短い、何か理由があったのか。	・起工の決裁及び業者選定委員会での承認に基づき、工事担当課との日程協議の上、発注手続きを行っています。
(委員長のまとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。	

(4) 公共下水道長寿命化改築等工事その3

意見・質問	回答等
○入札参加資格として、土木一式工事が要件となっているが、本案件は水道管工事ではないのか。 ○入札参加資格の請負金額 2,500 万以上の工事の要件の設定理由は何か。 ○下水道工事についても、土木工事と同様に運用基準の工事費区分表の中に金額を入れた方が、より分かりやすくなるのではないか。 (委員長まとめ) 運用基準については、職員の裁量が出ると第三者には分かりにくく不正の要素にも、なりかねませんので、明文化できるものは明文化して頂きたいと思います。 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。	・下水道工事については、土木一式工事として分類を行っています。水道管工事は、上水道の配管工事などが該当します。 ・土木工事の中でも下水道工事は、難易度が高い為、一般の土木工事とは別に要件を設定しています。例えば、本案件の様に工事費が 2,500 万円以上の場合は特定建設業を持つ事を要件としています。ここでの 2,500 万円というのは、今までの工事实績などを考慮して決定しています。 ・運用基準については、随時更新しており、この件について工事費区分表に加える事も検討しています。

意見・質問	回答等
○入札金額について、全ての業者が近い金額で入札を行っているが、何が要因として考えられるのか。	・本案件は使用材料において、一般的な材料を使用している為、どの業者も積算結果がほぼ同じ金額になったと考えられます。
(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。	

(6) 市営馬場住宅改修工事

意見・質問	回答等
○委員からの意見、質問無し	
(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。	

意見・質問	回答等
○入札参加資格の施工実績の要件について、管工事では過去３年間であるのに対し、土木一式工事では過去２年間であるが、この年数の違いは何か。	• この競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準を定めた時点で年数を決めています。また、この基準の見直しは随時行っています。
(委員長まとめ) 入札に関する手続き及び、契約に至った経緯など、特に問題となるものは無いと結論付けます。	